

(別紙2)

審査報告の要旨

谷口裕信「郡の改編過程にみる近代日本の地方編制」

本論文は、明治十一年から大正十五年まで行政上の単位として用いられた郡に注目して、近代日本の地方編制のメカニズムを論じようとするものである。

序章で先行研究を概観した後、第一章では明治十年代の郡制のありようと郡長任用の実態を精査して、郡長は特別任用者が中心で、その官等の格上げは通説の言う民権運動対策ではなく職務の増加や戸長の官吏化に対応したものであったと論じ、次いで明治十八年に内務省内で立案された郡法を取り上げて、施行はされなかったそれが町村制における明治十七年体制に相当したとする。第二章では明治中後期の郡制廃止論の成立過程をたどり、政党が十年代以来の郡長公選論から離脱して政府と妥協できたのは特別任用制の拡大により政党関係者が任用される展望があったからだが、憲政党内での星亨の主導権確立で院外団対策の必要がなくなったため、実際には特別任用の拡大がないまま郡制改正が成立したと論じる。そして選挙の投票率から、改正によって県会議員選挙と切り離された郡会議員選挙への関心が低下したことを示す。第三章では日露戦後から任用された奏任官有資格者（法学士）郡長の任用実態などを調査し、地方改良運動の進行を背景に内務省の郡への関心が高まり、郡長改良の試行錯誤が行われるなどして結果的に郡制が安定期を迎えたと論じる。第四章では、大正十年に郡制が廃止される過程を大正八年に道路法が成立して郡道という新たな郡の事業が設定されたことに注目して分析し、実際の郡道の認定が府県によってかなり異なりながらも全体としては急増しことを明らかにして、全国画一的な郡制という自治の枠組みの限界が現れたことと、郡の事業が乏しいという郡制廃止理由が主張できるうちに廃止するという論理が働いたことを指摘し、さらに直前の選挙での政友会の圧勝が郡会議員への顧慮なく郡制廃止を推進できる背景となったと論じる。第五章では郡制廃止時には廃合しつつ存続する予定であった郡役所が三年後に二年間の猶予で廃止と決定される過程を追い、それが護憲三派内閣の与党三派が利害調整が困難な郡役所廃合を嫌い、かつ行政整理の明確な成果を求めたためであったと論じる。終章では地方編制と中央の政治情勢との関連を指摘する。

以上のように本論文は五つの各章で新たな実証的成果に基づいた独自性のある立論を行いながら郡が存在した全期間を描いている。特に郡長の任用実態と、地方制度改定とその時点の政治情勢との対応関係の指摘は先行研究になく、郡制運用の全般的な実態に迫ると共に政治史と地方制度史の深い関連付けを果たした点で研究史上大きな意味を持っている。郡長・郡役所設置の意味とその機能、地方編制の長期的な変化の要因についての見解の表明に不十分な点は見られるが、以上のような成果に鑑みて、本審査委員会は本論文が博士（文学）の学位に十分相当するものと判断した。